◪普及所から59◪

家計簿をつけてトクする話

六十一年も終わりに近づきました。十二月はボーナスのシーズンです。ちょっと硬い話ですが、今回は家計簿について述べてみましょう。家計簿をつけると、さしあたって次の七つのメリットがあります。

(1)現金の出し入れに役立ちます。収入と支出を記帳し、手もとの現金と合わせておけば、いつの間にかお金が減っていたということはなくなります。

(2)支払いのトラブル予防に役立ちます。確かに支払ったのに再び請求され、領収書が無いために起こるトラブルは意外に多いものです。このようなとき、家計簿を見せて二重払いをまぬがれた経験者は少なくありません。

(3)買い物上手になります。家計簿に記入するためには、買った物を思い出す必要があります。思い出しながら、これはよい買い物だったと思うことも失敗したなと思うこともあるでしょう。よかったと思える買い方を心がければ、しだいに買い物上手になるでしょう。

(4)暮らしの改善に役立ちます。近ごろは預金からの自動振替払いやクレジット買い、給料引きなど現金以外の支出が増えています。これらはそれぞれ買った物により、食費、被服費として記帳すべきです。また、税金、社会保険費などもいくら払っているか、ぜひ知ってほしいのです。暮らしの全体を知っておれば、改善のポイントを正確につかむことができます。

(5)予算生活に役立ちます。現在の暮らしぶりがわかれば予算がたてられます。

(6)資産や負債の管理に役立ちます。資産や負債の現在高、内容、増減がわかるので、貯蓄計画や返済計画が立てられます。

(7)親が家計簿をつけて家計をしっかり管理している家庭では、口で教えなくても子供はこづかい帳をつけたり、結婚後も自然に家計簿の記帳を始めることが多いのです。働いて得た収入を大切にすることは勤労を尊ぶことであり、働く者への礼儀でもあります。家庭では子供たちが親の姿を見て、暮らし方やその元にある考え方を学んでいます。

【南国農業改良普及所】

公売します

市税の滞納整理のため、差し押さえを行った電話等の公売を行います。

税務職員及び滞納者以外の方であれば自由に参加できます。

◪日時・1月20日（火）午前10時

◪場所・市役所五階第二会議室

○公売物件は、市役所、各支所の掲示板に一月十日までに掲示します。

※詳しいことは市税務課収納係（☎(61)2111内線139、155）までお問い合わせください。

おことわり

11日 (11)村誌編(2)の発行は二月になります。

【南国市史編さん室】

～税務課からお知らせ～

低開発地域工業開発促進法について

所得税法、法人税法により青色申告を提出する者が、昭和六十三年九月十四日までに製造の用に供する設備を新設し増設した場合において、一つの生産設備でその取得価額の合計が千九百万円以上のものについては固定資産税を課税免除します。

○課税免除する額は

租税特別措置法の規定を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税の額です（当該土地の取得の日から一年以内に家屋の建設があった場合に限る）

○課税免除をする期間

新たに課税される年度から三年度分

○申請書

課税免除を受けようとする者は、当該設備を事業の用に供した日から一ヵ月以内に課税免除の申請書を市長に提出してください。用紙は税務課にあります。

柔道教室の生徒募集

○日時・毎週日曜日午前9時～12時、木曜日午後7時～9時

○場所・市民体育館剣道室

○参加料・無料

○連絡先・南国市体育指導委員中村昭弘（後免町一丁目五―二六、☎(61)2458）、市民体育館（☎(61)3498）

大正5年11月生まれの方

老人医療受給手続きを

大正5年11月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができましたので、必ず、医療保険証と印鑑を持って、市民課給付係まで手続きにおいでください。